

[別紙書式1]

事実証明 発行申請書

受付日	発行番号	発行日	処理期間	即時
-----	------	-----	------	----

証明種類	<input type="checkbox"/> 出入国に関する事実証明	<input type="checkbox"/> 外国人登録事実証明
------	--------------------------------------	------------------------------------

証明発行 対象者	姓名	住民登録番号(外国人登録番号)
	住所	

※ 出入りに関する事実証明の英文姓名の併記申請(韓国人)

: 併記しない 併記する

(申請人が発行対象者から委任を受けた場合、委任状を添付して下さい。)

用途	発行通数	通	提出場所
----	------	---	------

申請人	姓名	住民登録番号(外国人登録番号)
	電話番号	対象者との関係
	住所	

「出入国管理法」第88条および同法施行規則第75条の規定により出入国に関する事実証明(外国人登録事実証明)の発行を申請します。

年 月 日

申請人

(署名 又は 印)

釜山広域市 海雲台区庁長 様

留意事項

- 事実証明の発行申請は本人か、その法定代理人または、彼らから委任を受けた者に限ります。
- 下記の場合、上の第1号の規定にこだわらず、事実証明の発行を申請できます。
 - 行方不明、死亡などで本人が意思表示できない状態にあって明白に本人の利益のために使われることと認められる場合:
本人の配偶者または、その直系の尊卑族
 - 本人である外国人が完全出国した場合:本人である外国人を雇用していた者またはその代理人
 - その他に法務省長官が公益上必要だと認める者
- 本人が直接証明発行を申請する場合、申請書を作成しないで身分証だけ提示すれば良いです。
- 委任を受けた場合、申請人の身分証、委任状、委任した者の身分証(写し)を提出しなければなりません。